

第4回岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会

議 事 要 旨

1 日 時

令和6年10月22日（火） 午前9時50分～

2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 3階会議室

3 出席者

公 益 委 員 : 3人
労働者側委員 : 2人（欠席1人）
使用者側委員 : 3人

4 審議事項

最低賃金額審議について

5 議事要旨

(1) 最低賃金額審議について

岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金額について審議され、労使双方の委員から、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

60円を再提示する。

次のステージの方向性について、労使の認識に大きな違いはないと思うが、先を見据えた経過では意見の食い違いがあると受け止めている。

使側は段階的に下げていくという考えであるが、現時点でその段階ではなく、地賃の上げ幅を見るともう少し余力があると理解している。

使側は産別最賃ではなく個別企業の判断によると言うが、出来る企業と出来ない企業の格差が生じ、人材確保にも影響してくる。

自動車産業の魅力、裾野の広さを考えるべきである。岡山の経済にも影響することである。

【使用者側の意見要旨】

前回の提示額である30円に変更なし。

新たに述べることはない。50 円のラインから提示してもらえないと再提示は難しい。

労側の個別企業で決めると格差が生じるということについては、県最賃で対応している。

(2) その後、公益を含めて、労使それぞれ個別に打合せ、協議を行った結果、労使双方から再度の金額提示が行われた。

【労働者側の意見要旨】

真摯に議論出来る幅ということで、55 円を再提示したい。

【使用者側の意見要旨】

県最賃との一本化を見据える時期を 4 年に延長し、検討した額として 35 円を再提示する。

(3) 労使双方から、これ以上の金額提示が困難との意見があり、審議は次回に持ち越されることとなった。